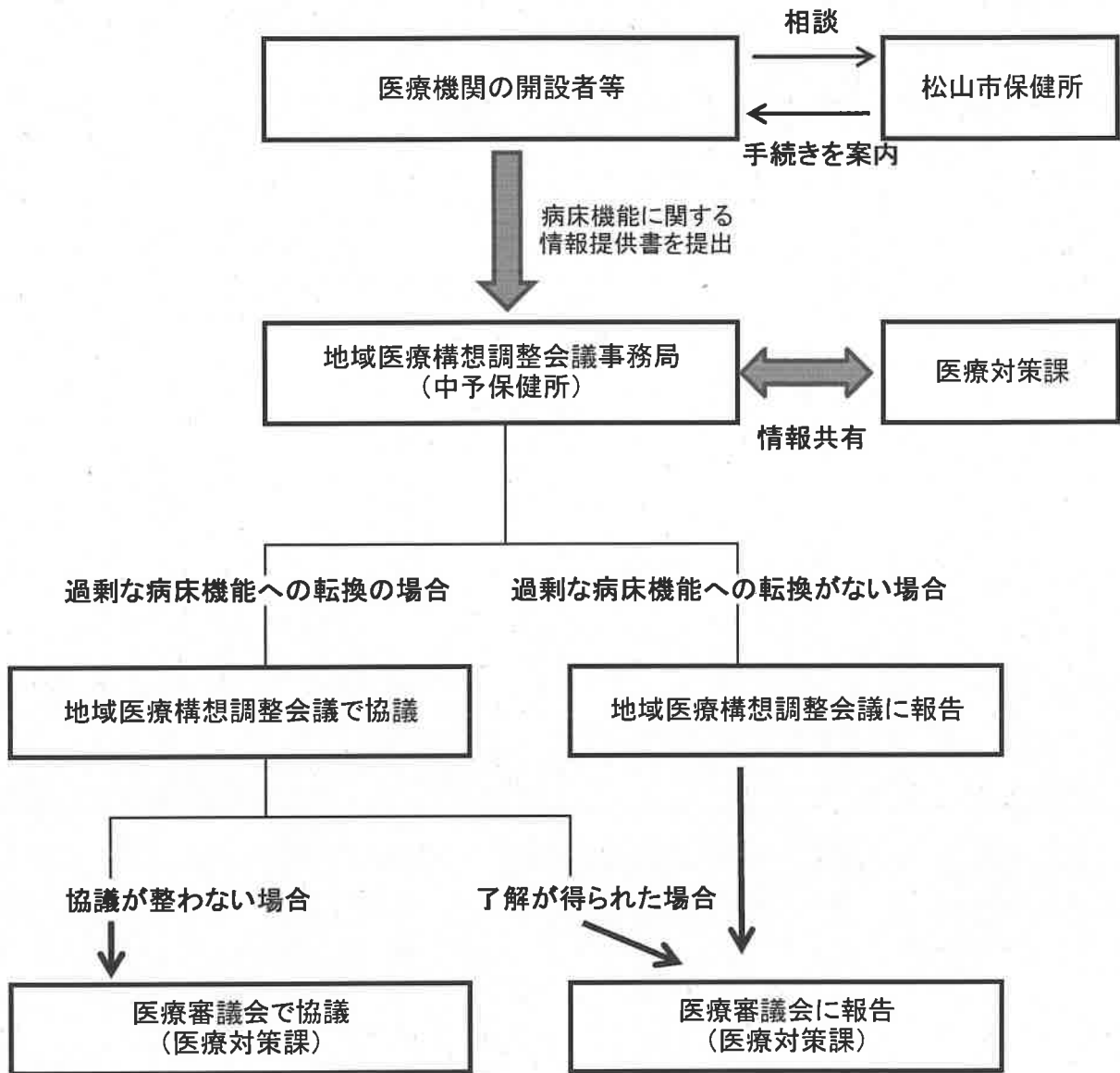


各種変更手続きに伴う病床機能の転換（変更）等に関する手続き



\* 医療審議会での協議においても  
病床機能転換の理由がやむを得ないと認められないとき

法第30条の15第6項及び第7項に基づく命令・要請等の手続き  
法第30条の16に基づく指示・要請等の手続きの検討

# 病床機能に関する情報提供書（案）

平成 年 月 日

松山構想区域地域医療構想調整会議 あて  
 （愛媛県中予保健所企画課）

医療機関名	
開設者名 （報告者名）	連絡先電話番号：

## 【変更等の概要】

変更等の内容			
変更（設置） 予定年月日	年 月 日		
病床数		変更前	変更後
	一般病床	床	床
	療養病床	床	床
		床	床
	計	床	床
病床機能ごとの 病床数		変更前	変更後
	高度急性期	床	床
	急性期	床	床
	回復期	床	床
	慢性期	床	床
	計	床	床
理由			

## 医療機関のみなさまへ

各種変更等の手続きに伴い、病床機能の変更が生じる可能性がある病院・有床診療所につきましては、病床機能報告の報告内容と齟齬がないか確認を行うとともに、必要に応じ、地域医療構想調整会議における協議への参加を求める場合があることから、事前に、松山構想区域地域医療構想調整会議事務局に、病床機能に関する情報提供書（別添様式）を提出していただきますようお願いいたします。

\*様式については、以下のURLからダウンロードできます。

<http://> \_\_\_\_\_

### 【提出をお願いする場合】

病床機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)に変更が生じる可能性がある場合

○許可病床数に変更が生じる場合

- ・病床の種別変更
- ・病床の削減、廃止
- ・療養病床の介護医療院等への転換
- ・医療機関の廃止

○医療機関の開設者が変更となる場合

○医療機関の統廃合（病床の移動を含む）

○病床が全て稼働していない病棟を再稼働する場合

\*詳細は、下記までお問い合わせください。

### 【提出先】

松山構想区域地域医療構想調整会議事務局（愛媛県中予保健所 企画課）

〒790-8502 松山市北持田町132番地

TEL：089-909-8755 FAX：089-931-8455

E-Mail：chu-hokenkikaku@pref.ehime.lg.jp